

相続登記が義務化されます

令和6年4月1日より

相続登記が義務化されます

法定相続人が、相続等で不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請することが義務化され、正当な理由なく、これを怠った場合は過料が科せられることがあります。

相続登記申請手続きをするにはどうしたらいいの？

①ご自身で必要書類を収集・作成する



法務局では、予約制で登記手続案内をご利用いただけます。手続の詳細については、下記までお問合せいただくか、法務局ホームページをご確認ください。



札幌法務局江別出張所

☎011-382-2132

②司法書士に依頼する



詳しくは下記までお問合せいただくか、札幌司法書士会ホームページをご確認ください。



札幌司法書士会

電話相談ダイヤル(平日12:00~15:00)

☎011-211-6665

面談予約専用ダイヤル(平日9:00~17:00)

☎011-211-5766

相続手続を控えるあなたに朗報です！

法定相続情報証明制度



金融機関での預貯金の払戻し、税務署での相続税の申告、日本年金機構での年金手続等、各種相続手続に利用することができる便利な制度です。

[・ご自身で相続登記申請手続をされたい方はこちら](#)

○お問合せ先 [札幌法務局江別出張所](#)

☎011-382-2132